

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成30年3月12日県営中山間地域総合整備事業さぬき南部地区（寒川・長尾ほ場整備（力石2工区））の換地処分をした。

平成30年3月16日

香川県知事 浜 田 恵 造